

# 杉並区グループホーム 家賃助成事業

1. 家賃助成事業の概要
2. 対象者の要件
3. 助成金額について
4. 提出書類について
5. 注意事項
6. Q&A

障害者施策課管理係  
令和7年3月

# 家賃助成事業の概要

- 障害者グループホーム入居者のうち、対象となる方のグループホーム家賃に対して、一定額の助成を行います。
- 対象者の前年度収入を審査するため、年度ごとに申請・審査・決定を行っています。年度当初の手続きでは、5月上旬頃に**入居しているグループホーム宛てに申請書類を郵送**し、審査終了後、申請のあった方が入居しているグループホーム宛てに承認・不承認通知を郵送しています。
- 7月15日（営業日によって前後）に、**本人名義の口座**へ4～6月分の助成金を支払い、以降は毎月15日（土日祝日の場合は前営業日）に前月分を入金します。

## 対象者の要件

- ◆ 以下のすべてを満たす方が対象です。
  - ① 滞在型グループホームに入居している知的障害者、身体障害者または難病患者
  - ② 前年中の所得額が**月額97,000円未満**
  - ③ グループホームが施設借上費を請求していない方
  - ④ 生活保護法における住宅扶助を受給していない方

# 助成金額について

東京都の要領では、特定給付費を含めて24,000円（もしくは12,000円）が上限とされていますが、杉並区は独自で12,000円を上限とした家賃助成加算を行っています。

| 区分 | 所得月額                   | 家賃助成額                                                                                                                                       | 家賃助成加算額                 |
|----|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 1  | 73,000円未満              | <b>月額上限24,000円</b><br>(ただし、家賃の額が月額24,000円を下回る場合は、その家賃の額とします。なお、障害者総合支援法に規定する特定障害者特別給付費（月額10,000円を上限に給付）の支給対象となる方は、特定障害者特別給付費を控除した額を限度とします。) | <b>月額上限<br/>12,000円</b> |
| 2  | 73,000円以上<br>97,000円未満 | <b>月額上限12,000円</b><br>(ただし、家賃の額が月額12,000円を下回る場合は、その家賃の額とします。なお、障害者総合支援法に規定する特定障害者特別給付費（月額10,000円を上限に給付）の支給対象となる方は、特定障害者特別給付費を控除した額を限度とします。) |                         |

- ➡ 区分 1 都要領の基準額24,000円 - 特定給付費10,000円 + 区の加算12,000円 = **26,000円**
- ➡ 区分 2 都要領の基準額12,000円 - 特定給付費10,000円 + 区の加算12,000円 = **14,000円**

# 提出書類について

区から届いた書類一式のうち、ご提出いただくのは以下の書類です。

- ◆ 家賃助成申請書
- ◆ 家賃助成用収入状況申告書
- ◆ 支払金口座振替依頼書
- ◆ 共同生活住居家賃額証明書
- ◆ 提出書類確認票
- ◆ 収入状況申告書に関する添付書類（※）

※申請者の収入状況について、以下のような場合は添付書類が必要となります。

- 就労している場合
  - ⇒ 源泉徴収票・給与支払証明書・工賃支払証明書等の写し
- 年金、手当を受給している場合
  - ⇒ 通帳や振込通知など、受給額を確認できる書類の写し
- 社会保険料・所得税・地方税を納めている場合
  - ⇒ 通帳や領収書など支払額を確認できる書類の写し
- グループホームから通所先までの交通費がある場合
  - ⇒ 定期券または定期券内容控の写し  
(定期券を利用していない場合は交通費内訳に記入してください。)

# 注意事項

- ◆ 本助成金は、障害福祉サービスから支給される**給付費（10,000円）とは別の助成金**です。併給をご希望の場合は、必ずそれぞれの申請を行ってください。
- ◆ 前年に特別障害者手当と東京都重度心身障害者手当を受給されていた方は、収入超過で家賃助成の対象外となります。年金や手当の支給状況もご確認ください。
- ◆ 生活保護法における住宅扶助を受給されている方は**住宅扶助が優先**となり、家賃助成は対象外となります。入居者が生活保護の申請をされる場合、家賃助成担当までご連絡ください。また、**家賃助成の承認後に住宅扶助の受給が決定した方は必ずご連絡ください。**連絡が遅れると、助成金が返還となる場合があります。
- ◆ 施設借上費の請求予定がある場合、**施設借上費が優先**となり、家賃助成を受けることはできません。家賃助成の承認後に施設借上費の請求があった場合、本人から助成金を返還していただくこととなります。
- ◆ 年度の途中で家賃助成の対象となる方の入居が決まった際は、家賃助成担当までご連絡ください。申請書類一式をお送りします。対象となるかどうか判断できない場合はお問い合わせください。
- ◆ 年度の途中で**家賃助成を受給している方の転居または退居が決まった際は、必ず家賃助成担当までご連絡ください。**家賃助成受給資格消滅・異動届をお送りします。連絡が遅れると、助成金が返還となる場合があります。

# Q&A

Q. 前年度は家賃助成が非該当だったのですが、なぜ申請書が送られてきたのですか？

A. 本人状況等が変更する可能性があるため、前年に提出のなかった方や不承認の方であっても、申請書は毎年お送りしています。

Q. 助成を希望しない場合や、不承認だとわかっている場合でも必ず提出しなければいけませんか？

A. 必須ではありません。ただし、提出しない場合は必ずご連絡ください。なお、不承認通知が必要な場合は申請書のご提出が必要となります。

Q. グループホームでは財産管理をしていないため収入状況申告書が書けません。

A. ご家族や後見人に書類をお渡しして書いてもらい、取りまとめてから区へご提出ください。

Q. 申請書類を紛失・汚損してしまいました。

A. 障害者施策課管理係までご連絡ください。ホームページ等での公開をしていないため、必要書類を指定の住所へ郵送いたします。

Q. 入居者のうち、申請書が送られてこなかった方がいます。

A. 家賃助成事業の対象ではない方（精神障害者である、援護の実施地が他自治体など）のため送付していないか、申請書類の送付先抽出後に入居された方です。後者の場合は、追加で申請書類一式をお送りいたします。